

北海道告示第10654号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和4年5月12日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その6)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 スマート畜産業導入支援事業 低コストなスマート農業の導入を推進し、農業の生産性向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	畜産支援サービス事業者 農業者等 市町村	畜産支援サービス事業者及び農業者等がスマート畜産業導入支援事業を行う場合又は市町村がスマート畜産業導入支援事業を行う畜産支援サービス事業者及び農業者等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費		農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第215号様式 別に指示する様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第215号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	
(1) 畜産支援サービス導入タイプ								
ア 畜産支援サービス導入タイプ			1/2以内 ただし、事業実施主体が国産飼料の生産利用拡大又は家畜排せつ物の利用等について耕畜連携に取り組む場合にあっては2/3以内					
イ オペレーター等支援			定額					
(2) 一括発注タイプ			1/2以内 ただし、事業実施主体が国産飼料の生産利用拡大又は家畜排せつ物の利用等について耕畜連携に取り組む場合にあっては2/3以内					
(3) 共同利用タイプ			1/2以内					